

② 定款

定款は、NPO法人が活動、運営していくうえで必要不可欠なものです。

次ページ以降に示した定款例を参考に法人の活動や運営に応じて、条文を取捨選択し、又は必要な条文を付け加えるなど、しっかり検討することが必要です。

＜定款を作成するに当たっての確認事項＞

○NPO法に従った内容であるか

○内容に誤り、矛盾がないか（誤字脱字、条文等の引用など）

○NPO法第11条で定められた事項（絶対的記載事項）がすべて記載されているか

NPO法第11条に定められた定款の絶対的記載事項	定款例における 条文
① 目的	第3条
② 名称	第1条
③ その行う特定非営利活動の種類及び 当該特定非営利活動に係る事業の種類	第4条 第5条
④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地	第2条
⑤ 社員の資格の得喪に関する事項	第7条 第9～11条
⑥ 役員に関する事項	第13～19条
⑦ 会議に関する事項	第20～35条
⑧ 資産に関する事項	第36、37条
⑨ 会計に関する事項	第38～42条 第44条
⑩ 事業年度	第43条
⑪ その他の事業を行う場合には、その種類 その他当該その他の事業に関する事項	第5条 第36、38条
⑫ 解散に関する事項	第46条、47条
⑬ 定款の変更に関する事項	第45条
⑭ 公告の方法	第49条
⑮ 設立当初の役員	附則第2条

(定款例)

各条文についての注釈を [] 内に記載しています。
条文に複数パターンの記載例がある場合、 [] 内で示しています。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇という。

★法人の名称は「NPO法人〇〇〇〇〇〇」とすることもできます。

★法人名称として登記に使用できる符号は以下のとおりです。

- | |
|---|
| ①ローマ字（大文字及び小文字）、②アラビア数字
③「&」（アンパサンド） 「'」（アポストロフィー） 「,」（コンマ）
「-」（ハイフン） 「.」（ピリオド） 「•」（中点） |
|---|

※③は、字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができます。したがって、商号の先頭又は末尾に用いることはできません。

※ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白（スペース）を用いることもできます。

★既存のNPO法人と名称及び主たる事務所の所在地を同一とする内容の設立の登記は、することができません。同一の内容がないかは所轄の法務局でご確認ください。

★他の法令等で、使用が禁止されている名称は使用できません。

（例：社会福祉法人××NPO、NPO法人△△病院、NPO法人〇〇銀行など）

★国又は地方公共団体の機関等と誤認されるような名称は適当ではありません。

（例：NPO法人〇〇厚生労働省、NPO島根県〇〇課など）

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県××市××町00番00号に置く。

★事務所を複数設置する場合は、主たる事務所と従たる事務所を明確に区分したうえですべての事務所の所在地を記載する必要があります。

★事務所の表示は、最小行政区画（市町村）まで記載し、それ以降の地番を記載しないこともできますが、設立認証申請書や登記の際には地番まで明示する必要があります。

従たる事務所を置く場合は、この条文の次に以下のように記載します。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を広島県××市××町00番00号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①]に対して、[②]に関する事業を行い、[③]に寄与することを目的とする。

★特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があります。

例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

★NPO法第2条別表に掲げる20分野の活動のうち、第3条の目的や第5条の事業内容に合致するものを別表の表現のとおり記載します。

★複数の分野に該当する場合は、そのすべてを記載します。

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ○○○○○事業
- (2) ○○○○○事業
- (3) …

★実際に行うことを予定している事業の内容を簡潔に分かりやすく記載します。この際、第3条及び第4条との整合性に留意する必要があります。

特定非営利活動に係る事業において、付随的な事業を行う場合には、以下（例）のような事業名を記載します。

- (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

「その他の事業」を行う場合は、特定非営利活動に係る事業と区別して記載します。

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① ○○○○○事業
 - ② ○○○○○事業
- (2) その他の事業
 - ① △△△△△事業
 - ② △△△△△事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

★会員は、個人※、法人又は権利能力なき社団のいずれかであっても差し支えありません。
(※個人とはこの場合、民法に定めた「自然人」をいいます。)

★賛助会員等、正会員以外の会員の種類を定款で定める場合は、正会員と区別して記載します。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

★第6条において、正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載します。

※正会員の入会についての条件を定める場合の記載例

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) …
- (2) …
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

★入会金や会費の金額は、不当に高額で、一般の人々を排除するようなものであってはなりません。

★入会金及び会費の額は、定款又はそれに準ずる規約等で明示することが望まれます。

★入会金及び会費の額は、理事会の議決事項とすることもできます。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

★除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置きます。→第11条

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

★除名は、法人の一方的意思によって会員たる資格を失わせるものですので、会員にとっても、法人の運営上も特に重要な事項であるので普通議決の例外として、議決要件を厳しくしておくことが適当です。

★第1号及び第2号に該当するかどうか客観的にとらえがたいので、除名されようとするものに弁明の機会を与える必要があります。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事【 】人
- (2) 監事【 】人

2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

★理事は必ず3人以上とします。「〇人以上〇人以下」とすることもできます。

★監事は必ず1人以上とします。「〇人以上〇人以下」とすることもできます。

★役員には個人のみが就くことができます。法人や任意団体は役員になれません。

★法人の適正な運営に資するため、2人以上の監事を置くことが望まれます。

★役員の職名は、法人において自由につけることができます。

(例 理事長、代表理事、専務理事 など)

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

★理事の資格を会員に限定することは適当でないとされていますが、法人の性格上、どうしても役員の資格を制限したいときは、「会員又は会員たる法人の代表者のうちから」等の表現を入れることが望まれます。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

※理事長以外にも代表権を有する理事がいる場合の記載例

記載例①

第15条 理事全員は、この法人を代表する。

~~2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。~~

記載例②

第15条 理事長及び常務理事は、この法人を代表する。

~~2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。~~

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、(理事長があらかじめ指名した順序によって、)その職務を代行する。

★副理事長が1名の場合は_____の記載は不要です。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

★2年以内としてください。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

★定款で役員を総会で選任することとしている場合にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまで、任期を伸長することができます。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第44条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 会員の除名
- (10) その他運営に関する重要事項

★必ず総会の議決事項とする必要があります。

★法人の事務のうち、理事会や役員に委任したもの以外はすべて総会の議決事項となります。

★NPO法において総会の議決事項として定められている事項(定款の変更、解散、合併)以外の事項は理事会の議決事項とすることができます。

★理事会の議決事項(第31条)と整合性を取ることが必要です。

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

★少なくとも毎年1回は開催する必要があります。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

★NPO法では5分の1とされており、定款によって増減することができますが、この数を増やすことにより、召集の請求の権利を行使することが、不可能となるものであるならば、請求権の否定につながるものであり、認められないこととなります。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

- ★理事長が総会を招集しないときは、監事、特別代理人等が総会を招集することができます。
- ★5日前とは、5日前までに文書を発送すればよく、文書が到達しなければならないという意味ではありません。従って、郵送日数など考えて適当な期間を定めておくことが望ましいでしょう。
- ★招集の方法は「書面又は電子メールにより」などと定款で定めることも可能です。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

- ★「総会の議長は、理事長がこれにあたる。」と規定する方法もあります。
- ★定款上正会員でない者が理事長になることがありうる場合は、「必ず議長は正会員のうちから選任する」というような規定をしなければなりません。議長の行為は、議事運営に大きな影響を与えますので、特に総会にあっては、会議規程を定め、その職務執行の方法などを明らかにしておくことが望ましいでしょう。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

- ★NPO法では特に定足数の定めはありませんが、定款変更を行う際の定足数は、定款に特に定めのない限り社員総数の2分の1以上とされています。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ★正会員の表決権は、1人1票を原則とします。
「可否同数のときは、議長の決するところによる」とは、議長は、構成員としての議決権を行使するほかに、議長としての議決権も行使することができるという意味です。

※みなし総会決議の規定を置く場合は、次項に下記のように記載します。

- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第2項、第 29 条第1項第2号及び第 45 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

- ★総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですので、書面表決又は代理人による表決を禁止する旨の規定を置くことも可能です。
- ★代理人については、他の会員に限ると規定することも、会員以外の者でもよい旨規定することも可能です。
- ★書面による表決に代えて、電子メールなどの電磁的方法による表決ができる旨の規定を置くことも可能です。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印(記名、押印でも構いません)しなければならない。

- ★署名の場合は、氏名を本人が自筆する必要があります。
- ★記名の場合は、活字で表記することも可能です。

※みなし総会決議の規定を置く場合は、次項に下記のように記載します。

- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

- ★理事会については、必ずしも置くことを要しませんが、理事が数人ある場合には、定款に別段の定めのないときは、法人の事務は理事の過半数で決することとされていますので、法人の事務の決定のため、理事会を設けることが望ましいです。
- ★理事会の開催に当たり必要な事項は、規則、規程等において明らかにし、紛争の生じないようにしておくことが望ましいです。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

★総会の議決事項（第 22 条）と整合性を取ることが必要です。

★予算については、法律上の作成義務はありませんが、事業計画を金額面から捕捉するために必要ですので、理事会の権能としておくのが望ましいです。

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

★NPO法において特に定めはありません。法人の理事の人数によって適切な数を設定します。

- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の【 】日前までに通知しなければならない。

★招集の方法は「書面又は電子メールにより」などと定款で定めることも可能です。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第 35 条 理事会には、第 26 条から第 29 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

★理事会の定足数等の規定について、総会の規定を準用する場合は上記のように記載することで、個別に条文を記載する必要がなくなります。

※総会の規定を準用しない場合、下記のとおり規定します。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第2項及び第 37 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印(記名、押印でも構いません)しなければならない。※総会の議事録(第 29 条)と同じ扱いです。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

※「その他の事業」を行う場合は、次条に次のように規定します。

なお、特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、規定する必要はありません。

(資産の区分)

第 37 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 37 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 38 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 39 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 40 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 41 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

(臨機の措置)

第 44 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

※ある程度規模の大きい法人であって、事務局を備える場合は次条に次のように規定します。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 45 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

★NPO法第 25 条では、定款に特に定めのない限り4分の3以上の議決とされています。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 46 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

★NPO法第 31 条の2では、定款に特に定めのない限り4分の3以上の議決とされています。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、【 】に譲渡するものとする。

※解散総会において帰属先を選定する場合は、次のように規定します。
第 47 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうちから、総会の議決により選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 48 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

★NPO法第34条では、定款に特に定めのない限り4分の3以上の議決とされています。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

★貸借対照表の公告等について、官報を除く方法を選択した場合は、追記が必要です。
(法第28条の2関係)

追記例 「ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表及び法第 35 条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、〇〇〇に掲載して行う。」 → P39

★なお、解散にかかる債権の申し出の公告(法第31条の10第1項及び同条4項)及び破産手続き開始申し出の公告(法第31条の12第1項及び同条4項)については、官報での公告が必要です。 → P41

第 10 章 雑則

(細則)

第 50 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

★附則は、法人として成立時点（設立当初）で決まっていなければならない事項を定めたものです。従って、法人成立後に定款変更を行う場合であっても、すでに附則に記載されている内容の変更や削除は行いません。

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 ○ ○ ○ ○

副理事長 ○ ○ ○ ○

理事 ○ ○ ○ ○

監事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

★役員の任期満了日と事業年度終了日を同じ日に設定すると、事業年度終了とともに役員不在となってしまいますので、役員の任期を、2年以内で事業終了日より2～3ヶ月ずらして、その間に総会等で新たな役員を選任すると良いでしょう。

★第16条で役員任期満了日後の最初の総会まで前任役員の任期を伸ばす規定を定めただけの場合は、役員任期と事業年度終了日を同じ日にすることも可能です。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 39 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

★設立当初の事業年度は、法人成立の日が事業年度の始期に一致するとは限りませんが、定款規定の事業年度を超える期間となっても差し支えありません。

★ただし、成立の日から2年を超えることはできません。

★これは、認証の申請期日によっては、事業年度の始期の前に法人が成立するか、後に成立するかが微妙なタイミングとなる場合があることと、また、認証期日が事業年度の終期の直前である場合、極めて短い期間の事業計画書となり、これでは事業の実施計画を十分に説明しきれないと考えられるからです。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 ○○○円
正会員会費 □□□円(1年間分)
- (2) 賛助会員入会金 △△△円
賛助会員会費 ***円(1年間分)

参考：【法人成立後定款を変更する場合の附則の記載例】

★次のように定款変更の度に附則を追加し、定款変更の履歴を定款本体で管理するのが望ましいでしょう。

届出で済む定款変更の場合

附 則

この定款の変更は、総会の議決の日(平成○○年○○月○○日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日(平成○○年○○月○○日)から施行する。

認証が必要な定款変更の場合